

一般会計等財務書類の概要（令和 5 年度決算）

（１）一般会計等財務書類の作成基準

作成基礎：総務省『統一的な基準による地方公会計マニュアル』を基に作成

対象年度：令和 5 年度（基準日：令和 6 年 3 月 31 日） ※出納整理期間を含む

（２）貸借対照表（BS）

会計年度における「資産」、「負債」、「純資産」を対比して表示したもの

①資産		②負債			
将来の世代に引き継ぐ社会資本		将来の世代に負担となる債務			
1	固定資産	49,612 百万	1	地方債	4,346 百万
	有形固定資産	48,422 百万	2	退職手当引当金	719 百万
	投資等	1,190 百万	3	その他	716 百万
		負債合計		5,781 百万	
③純資産		③純資産			
債務返済の財源等		これまでの世代の負担			
2	流動資産	5,766 百万		純資産	49,597 百万
	現金預金	186 百万			
	その他の流動資産	5,580 百万			
資産合計		55,378 百万	負債・純資産合計		55,378 百万

（３）行政コスト計算書（PL）

貸借対照表が、これまでの行政活動によって形成された建物・土地などの資産と、その財源である地方債などのストック情報を表したものであるのに対し、行政コスト計算書は、当該年度に行った行政活動のうち、福祉サービスの提供などの資産の形成には結びつかない行政サービスに係る経費及び財源のフローを表したもの

純行政コスト		5,102 百万	
(費用・損失)		(収益・利益)	
5,335 百万		233 百万	
人に係るコスト		事業に対する受益者負担	
人件費や退職手当引当金等繰入等 1,058 百万		使用料、手数料	
物に係るコスト		87 百万	
物件費、維持補修費や減価償却費 2,808 百万		その他	
その他のコスト		146 百万	
公債費（支払利息）等		臨時利益	
48 百万		資産売却益等	
移転支出的なコスト		0 百万	
社会保障給付費や補助金等		不足する 5,102 百万は町税や地方交付税などの一般財源や国県補助金などで賄っています。	
1,421 百万			
臨時損失			
資産除売却損等			
0 百万			

（４）純資産変動計算書（NW）

税収や国県補助金、減価償却などによる期首から期末への純資産の増減を表したもの

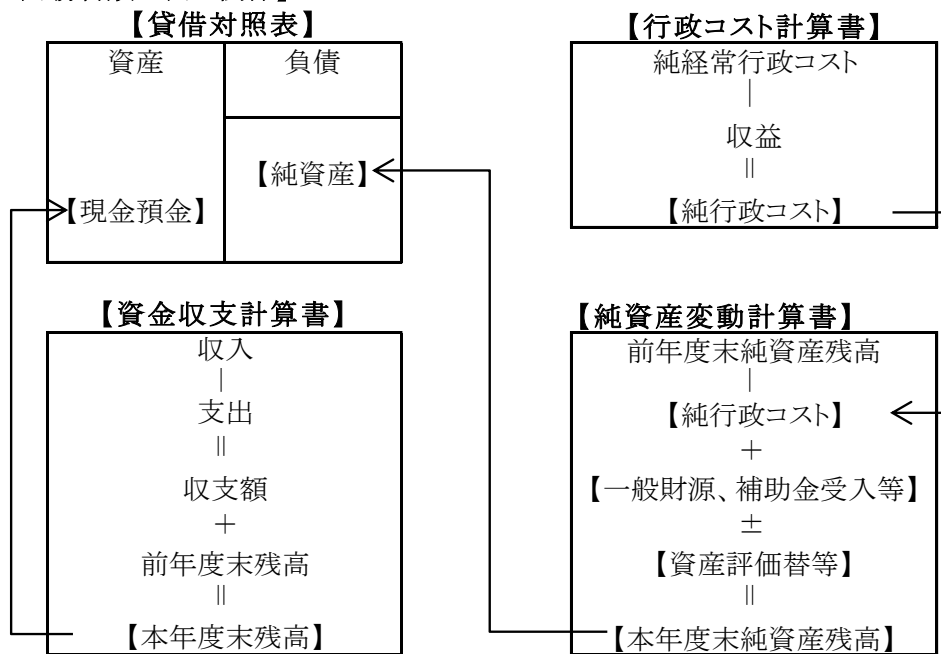
純資産合計	
前年度末純資産残高	50,206 百万
純行政コスト	△5,102 百万
地方税等	3,810 百万
補助金等受入	685 百万
無償所管換等	△3 百万
その他	1 百万
本年度末純資産残高	49,597 百万

(5) 資金収支計算書 (CF)

町の現金などの資金の流れをその性質に応じて「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」に区分し、歳入・歳出の実態を表したもの

1 業務活動収支の部	
支出合計	3,621 百万
収入合計	4,706 百万
業務活動収支額	1,085 百万
2 投資活動収支の部	
支出合計	867 百万
収入合計	57 百万
投資活動収支額	△810 百万
3 財務活動収支の部	
支出合計	658 百万
収入合計	446 百万
財務活動収支額	△212 百万
本年度資金収支	63 百万
前年度末資金残高	88 百万
本年度末資金残高	151 百万
本年度末歳計外現金残高	35 百万
本年度末現金預金残高	186 百万

【参考：財務書類 4 表の関係】



※矢印で結ばれているところは金額が一致

○財務 4 表

財務 4 表とは、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書の 4 表をいう。具体的な財務 4 表の解説は、以下のとおりである。

① 貸借対照表 (BS : Balance Sheet)

貸借対照表とは、会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）と、その資産がどのような財源で賄われているのか（財源調達状況）を、対照表示した財務書類である。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産といったストック項目の残高）が表される。

「資産」は、①将来の資金流入をもたらすもの、②将来の行政サービス提供能力を有するものに整理される。「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目である。また、「純資産」は、資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金など将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額などが計上される。

② 行政コスト計算書 (PL : Profit and Loss Statement)

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類である。これにより、その差額として、地方団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等で賄うべき行政コスト（純経常費用（純経常行政コスト））が表される。

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえるが、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと等の観点から、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用と上述の収益を対比して「純経常費用（純経常行政コスト）」を算出する点で大きく異なる。

③ 純資産変動計算書 (NW : Net Worth Statement)

純資産変動計算書とは、一会計期間において、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表す財務書類である。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを

通じて、1年間の純資産総額の変動が表される。

純資産変動計算書は、企業会計の株主資本等変動計算書に対応するものといえるが、株主資本等変動計算書では資本取引と損益取引の区別が重視されるのに対して、純資産変動計算書では、純資産の財源の充当先による区分が重視されるという点が異なる。

④ 資金収支計算書 (CF : Cash Flow Statement)

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類である。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれる。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされるが、資金収支計算書においては性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴である。